



News Letter 種

- 喜びと笑顔に出会うために -

Vol.20
2025年1月



Index

- p.1 原点
創業者 弁護士 井口寛司
- p.2 阪神・淡路大震災から30年
弁護士 石橋伸子
- p.5 災害後に事業者が抱える二重ローン - 公助による支援の必要性 -
弁護士 高島 浩
- p.7 トップが覚悟し決断すれば、カスハラは終わる
弁護士 高橋弘毅
- p.8 自治体と民間団体との災害時連携協定
弁護士 平田尚久
- p.9 自然災害と賠償責任
弁護士 二宮淳次
- p.10 災害時のデマやフェイク画像・動画に惑わされないために
弁護士 中馬康貴
- p.11 平常時から寛容な社会づくりへ
弁護士 井口奈緒子
- p.12 登山に学ぶBCP
弁護士 福永晃一
- p.13 事前防災における組織的過失と協働
弁護士 山添慎一郎
- p.14 声なき声を聴く - 災害ケースマネジメント -
弁護士 稲田 優
- p.15 神戸市危機管理室へのインタビュー
- p.16 選択的夫婦別姓に関するシンポジウム 開催報告
第11回政策コンテンツ交流フォーラムKOBEを開催しました
オンライン勉強会実施中です

■ 阪神・淡路大震災30年特別号

原 点

1994年2月1日、弁護士1人で独立開業しました。しかし、独立開業から1年も経たない1995年1月17日、阪神・淡路大震災が起きます。神戸市内の自宅は電気・ガス・水道の全てのインフラが止まり、家族は私の実家がある和歌山に避難。神戸の街は壊れ、神戸弁護士会館は避難所となり、しばらくは「仕事」が全くない状態になりました。私は50ccバイクを購入して街を走り、簡易机に法律相談の紙を貼って、相談業務に明け暮れました。ところが、そこに法律の相談はなく、ただひたすら被災した人の話を聞き「一緒に頑張りましょうよ」「とにかく生きていきましょうよ」と言う毎日でした。まさにそのとき、弁護士としての原点を得たのです。

弁護士として普通の人たちの幸せをきちんと守るのが使命だったのだと気づき、「事件」が終わったらいなくなってしまう専門家ではなく、責任をもった「ことば」を発する専門家である弁護士こそがここ神戸にも必要なのではないかと考えるに至りま

した。街ごとが被災した阪神・淡路大震災という壮絶な体験に、出身地とは無関係でも、その地域で一緒に生きていこうとする地場産業たる法律事務所の実現を目指すことを教えられたのです。

2020年より新型コロナウイルスによるパンデミックにより、社会は大混乱状態になりました。しかし、この災禍によって移動や事業が制限される中で、人と人とのつながりの大切さ、自然への敬意など、あらためて気付かせていただくことも多くありました。いつの時代においても、地域で活動している法律事務所を実現するために、時代の流れのなかでも、弁護士に求められる本質的な部分を常に追求しながら、いつまでも変わらぬ思いをもって経営していきたいと考えています。

創業者 弁護士 井口 寛司
(2022年7月3日永眠)



阪神・淡路大震災から30年

弁護士 石橋伸子



I 被災から1週間

1995(平成7)年1月17日(火)午前5時46分一被災

1995(平成7)年1月17日午前5時46分、連休明けの火曜日の早朝、私は、阪神青木駅のすぐ北側のマンションの一室で、もうすぐ3歳の誕生日を迎える娘を真ん中にして、夫(弁護士井口寛司)と家族3人で川の字になって眠っていました。経験したことのない非常に激しい揺れで目を覚ましたものの、その揺れのために身動きできず、何分もの間、布団の上にいる様に記憶しているのですが、最初の揺れが続いたのは、僅か22秒だったとは、ずっと後で知ったことです。阪神高速道路の橋脚が600メートル以上にわたって横倒しになった写真はご覧になった記憶のある方もおられると思いますが、私たちが暮らしていたマンションはこのすぐ近くでした。激しい揺れが止まって動けるようになってから、真っ暗な中で、毛布を鳥の巣のように丸めたところに私は座り込み、小刻みに震えている娘を抱きかかえ、夫は何が起きたのかを把握しようと懐中電灯を照らしながらベランダに出て行きました。

空が白み始めると、マンション西側の木造の一戸建て群のあたりから「助けてー」という声がし始めました。食器棚の観音開きの扉が、全部開いていて、中の食器がすべて落ちて割れて折り重なっている様子も見えてきました。固定電話から双方の両親に無事を伝えようとしたのですが電話が通じません。電気は止まっていて、情報を得ようにもテレビが点かないことも分かってきました。水道も止まっており、トイレの水に使おうと、風呂場に向かうと浴槽はなんと「空っぽ」でした。あの揺れの際、冷めたお湯がすべて飛び出てしまったのだと理解するには少し時間がかかりました。ガスも点かないので、食卓で鍋料理をするときのガスコンロで、冷蔵庫の中に入れていた野菜ハンバーグのたねを焼き、そして時々炊飯ジャーに残っていたご飯を、娘に食べさせました。激しい揺れが収まって少し経つと、娘はお父さんもお母さんも今日は家に居て、保育園に行かなくて良いということで休みだと思ったようで、「わーい」と言って部屋をクルッとまわって走り、元気にモリモリご飯を食べて、そして出してくれました。【電気、ガス、水道、全部止まります。水・食料の備蓄必要。カセットコンロ有用。浴槽のお湯は当てになりません。水の要らない災害用トイレの備え置きは必要です。】

マンションから阪神電鉄青木駅を挟んですぐ南に、関西スーパーをはじめとする商店群がありましたが、そこから突如、火が出て燃え始めました。グングン燃え盛り、炎が大きくなっていくのですが消防車は来ません。一切の消火活動が行われることなく、私は時々娘を見ていただいている同じマンションのK夫妻と、炎がマンションにまで飛んでこないかを心配しながら、この異常な光景をただただ見ていました。

8階建てのマンションから見える北側一帯にも火の手が上

がり始めました。それはその日の夜になっても消えることはなく、むしろ真っ暗な中、次々に火災が起きていることが分かるのでした。そこにも消防車も救急車もパトカーも来ません。どれほど大きな被害が発生しているのだろう、と思いますが、今何が起きているのかについての情報はありませんでした。電池を入れてラジオを聞いていましたが、死者7名とか言っていたような気がします。【今であれば充電さえできればネットで状況を確認できると思います。充電ができれば、です】

電気もガスもなく、暖を取ることができません。電気もガスも止まるとマンションはコンクリートの塊であることがしみじみ分かります。夜はパジャマの上にスキューエアを着てから、ふとんに潜り込みました。とても寒く冷たかったです。暗くなってからは空を飛び交うヘリコプターの音が凄かった。救援のヘリでないことは明らかで、報道のヘリがバタバタバタバ凄い音を立てながら、被災した街を見下ろしているんだ、あ、この惨状を、今、茶の間で寝っ転がって試している人たちがいるんだと思いながら、灯りも暖もない部屋で悶々として過ごしました。

1995(平成7)年1月18日(水)一避難

翌日早朝、ドアをドンドン叩く音がします。チャイムも鳴らせませんから、順に各戸のドアを叩いて、マンションの住人が、非常事態を知らせていってくださったのです。「近くのがスタンクが爆発するおそれがあるから、マンションから離れて避難するようにとの指示が出た」と。その指示は行政から出ているのか、何なのかも分かりませんでした。近所にがスタンクがあるのは知っていましたが、当日から次々に火災が発生していて消火されていませんから、爆発もあり得るというイメージを持ちましたし、あのがスタンクが爆発すればマンションは一溜りもないだろう、と思いました。

隣のご主人は「給水車を捜しに行ったら来てたけど見当たらない」とこれまた途方に暮れた面持ちです。

ラジオは、JRも阪神電車も止まっているが、阪急電車だけ西宮北口から大阪までは動いていると言っています。

上述の避難指示はすぐに解除されたのですが、マンションに居ても水もない、電気もガスもない、再び避難指示が出ることも十分考えられる、生き延びるためにはここから逃げるしかない。夫は和歌山出身、和歌山市内にまで行けば農業を営んでいる親友が2人いる、結婚披露宴のとき、東京農大の大根踊りを踊ってくれた2人です。夫は「あいつらのところにまで行けばきっと何とかなる。」と言い、自転車に私が娘を乗せて漕ぎ、夫は歩いて、何とか阪急西宮北口まで辿り着こうと決心して、マンションから避難することにしたのです。

K夫妻は、「あなたのところは幼い子どもが居るから逃げなさい、自分たちは大人2人だから何とかなる」などと言われ、いくら一緒に逃げようと勧めてもガンとしてこれを受け容

れず、ご自分の自転車を1台提供してくださいました。そのとき、自転車2台と私たち親子3人を、Kさんが写真に撮ってくれました。お互い、今生の別れになるかもしれないと思っていました。

阪急西宮北口まで、道路が寸断されているところは路地に迂回を続けながら、6時間位かかったでしょうか、2台の自転車で進みました。途中はまるで戦場でした。毛布一枚だけを頭から被ってほかには何も持たずにただ東に向かって歩いている人もいました。東へ東へ逃げっていく人々もあれば、西へ移動していく人々もありました。点灯しない信号と東から押し寄せる自動車(救援なのか、報道なのか)、道々を塞ぐ倒壊した建物、避難する人々をカメラで捕らえようとしてホバリングしながら地上に近づいてくるヘリコプターたち。ふと見ると、夫が取材のヘリコプターに向かって手を振っているではありませんか。こちらは胸が押し潰されそうな思いで自転車を漕いでいるのに、笑顔で手を振る夫…。「一体何してるの?」と言うと「テレビに映ったら生きてるって親が分かるやろ」明るいというべきか、何というべきか、いつも自分が置かれている状況から少し離れた視点を持つことができる人であったと思います。

西宮北口駅のホームはこれまた戦場さながらの被災地から逃げていく人々で混雑していました。ここから大阪まで出ると何と大阪の街は全く震災前と同じでした。女性はハイヒールを履いて歩いており、うどん屋で温かいうどんにありついた、着の身着のままの私たちが不思議そうに横目で見て通り過ぎて行くのでした。

この日、大阪で、和歌山も無事であることを知り、和歌山市内は通り過ぎて、夫の実家まで辿り着き、しばらく身を寄せることにしました。

1995(平成7)年1月19日(木)ーボス

当時私は大阪の法律事務所に勤務していました。夫が1994(平成6)年2月1日に独立開業しており、私は1995(平成7)年4月から合流する予定だったのです。この日、大阪のボスに連絡がつき、家族全員無事であることを報告し、和歌山の夫の実家に避難しており、しばらくここで過ごそうと思う、と告げたところ、ボスの反応は「?」でした。

どうにかして仕事にいかねばならないことを知り、まず、着替えもありませんから下着や日常着を買いにダイエーへ。安いものばかりを購入しましたが、3人分の着替えは3万円ほどになり、これから費用がかさむな、と思ったことを覚えています。そしてその夜、夫とこれからのことを考えていました。

1995(平成7)年1月20日(金)ースーツ

仕事に出るのであればスーツが必要です。夫と私は避難経路を元に戻ることとし、和歌山から大阪を通って阪急西宮北口まで電車で戻り、そこから停めていた自転車2台で(物凄い数の自転車が駐輪してありましたが整然としていて、鍵を掛けた状態で2台とも無事に見つかったことに2人で「奇跡的!」と喜びました。)、北青木のマンションでスーツを数着ずつバッグに詰めてこれを自転車の荷台に括り付けて、再び阪急西宮北口駅を目指しました。さすがにマンションから西宮北口駅までの復路は、私は何度か足が動かなくなりましたが、夫に励まされながらまた漕いでいきました。

この頃、心齋橋大丸でオレンジ色のスーツを一着買いました。消防士やレスキュー隊が来ていたオレンジ色。頑張ろう、その思いを込めていました。

II 被災から2か月 朝星を見ながらくろしおで

翌週の月曜日からは夫の実家から大阪市内の法律事務所への通勤を開始しました。真っ暗な中、明けの明星を見ながら、朝5時台のくろしおに乗っての通勤でした。

夫は電気が来ただけの、水道もガスも復旧していないマンションに戻り、まずは事務所の片づけを始めました。夫の父が船でハーバーランドに着き、そこから歩き辛い道を歩いて、神戸市中央区の事務所まで来てくれ、夫と2人で倒れたキャビネットを全て起こしたのです。それからすぐに、夫は50ccのバイクを買って被災地を廻り始めました。倒壊建物がそのままの街の辻々で相談を聞き始めたのです。

街が壊滅状態の中で収入は0でした。大阪弁護士会協同組合を通じて借りていた住宅ローンの取り立てに銀行員が事務所にやってきました。夫は怒り、「街の状況を見たら分かるだろう、返せるようになったら返す、それでも今取り立てるといなら支店長に来てもらってくれ。」と言い、担当者は逃げるように帰っていきました。当時は、被災者向けの住宅ローンの減免制度どころか、リスクという言葉すらありませんでした。偶々その頃、青木のマンションを売却して新しいマンションを購入する予定を組んでいました。被災地のマンションが売れるはずはなく、私たちは二重ローンを背負うことになったのでした。

ガスが復旧した!

「あなた、ガスが来たのよ、ガスが。」

K夫妻は一旦親戚のところへ避難しておられましたが、しばらくしてまた青木のマンションに戻って来られていました。3月の下旬、奥さんから和歌山にお電話をいただいたのです。これでお風呂に入れます。食事も作れます。家族で暮らせる日常が戻ってくるのです。私はうれし涙に咽びながら、奥さんとライフラインの復旧を喜び合いました。

III 被災から18年

ブルーシート、借地借家法、被災マンションの建替え問題…

震災から何年経過しても「一体いつになったら?」と思うくらい、街から、被災家屋のブルーシートが無くなることはありませんでした。ある日、神戸地裁で大阪の同期と出会って震災関連の借地借家法の調停で来ているんだと言うと、「え?まだ、やってるの?」と驚かれ、局地的な大地震であったことを再認識させられることもありました。震災直後から、私は震災の話は小さいキュービックに閉じ込めて話さないことにしていました。局地的な被害は、大災害であっても、外では共感も理解もされることはなく、その事実を語ったりするとむしろ自分の方が辛くなるという体験をしたからでした。

被災地では大きく損壊したマンションを大修繕するのか建て替えるのか、という大問題があちこちで上がっていました。夫は震災前に偶々マンション学会に入っていたことから、先

輩弁護士と2人で、被災マンションの建替え問題への対応を始めます。マンションの理事会があるのは住民が仕事を終えて自宅に戻る夜から開始されます。平日は毎晩のように、複数のマンションの理事会をハシゴし、終電が無くなって、帰りは午前様でタクシー。土日はもちろんオールデー理事会。このマンション建替え問題は、マンションに入っていたテナントの問題も絡み、住民にとっては暮らしの再建、資金調達、マンション法の壁、合意形成の困難さ、と課題は複雑。裁判となるケースも少なくなく、解決を見るまで10年以上の月日を要したところもあります。そして、マンションは再建されたものの、理事長さんが亡くなったというマンションもあり、マンションという村を纏めた村長の死が大きく報道されることはありませんでしたが、一種の震災関連死であることは間違いありませんでした。

神戸市住宅供給公社の民事再生手続き

2013年3月、神戸市住宅供給公社の民事再生手続きが終了します。戦略策定に2年、民事再生法を利用することを決定してから2年、足掛け4年を費やしました。当事務所の阪神・淡路大震災に関する復興支援事業が終了したのです。

IV 被災から30年 新たな課題

阪神・淡路大震災から今年、30年を迎えます。当時、100年に一回の大地震と言われましたが、この大震災は始まりに過ぎず、日本列島には次々と大きな災害が起きることになりました。

阪神・淡路大震災に遭遇したとき、私と夫は30歳台半ばでした。家族を亡くした方々が沢山いたことを考えると、かすり傷1つ負わなかった自分たちが頑張らなければ、と誰に頼まれたわけでもないのに使命感でいっぱいとなり、その後走り回り続けることとなります。

しかし、被災当時、ご近所の、今の私の年齢位になった方々のうちには、すっかり気落ちしてすぐに動けない方々もいました。今、南海トラフへの備えの必要が言われていますが、阪神・淡路大震災と異なり、大地震であっても局地的ではなく、相当広い範囲の地域が被災するとされています。また、30年前よりも少子高齢化が進んでいます。すると救援部隊はどこから来るのか?復旧・復興のための人的資源は枯渇しないのか?災害対応環境には、大き過ぎる課題が新たに発生していると言えます。

だからこそ日頃から万一の場合への「備え」が必要ですが、「備え」は水や食料・簡易トイレの備蓄だけではなく、災害対応環境を強くしていく必要があります。

少子高齢化を阻む制度や政策はすべて見直し、少しでも少子高齢化の速度を緩める必要があります。フランスのシラク大統領が提唱し実践し少子化を食い止めた「シラク3原則」の様な実効性のある少子化対策は日本では実践されないまま、少子化の進行に歯止めがかかりません。この「シラク3原則」はもう随分前に立命館アジア太平洋大学元学長の出口治明さんがインタビューやご自身の著作などで何度も紹介されています。

原則の1つめは、子どもを持っても新たな経済的負担が生じないようにする、2つめは無料の保育所を完備する、3つめは育児休業から女性が職場復帰する際、継続して勤務していたものと企業はみなして受け入れる。この3原則と、婚外子を差別しないPACS(民事連帯契約)を、ワンセットの政策パッケージとして導入したのです。1994年に1.66%まで下がった出生率は、10年あまりで2%にまで上昇しました。

ここまで徹底した政策を実行しないとフランス語を話す人は増えない。フランス語が減ったらフランスの文化も減んでいく。単に「産めよ増やせよ」ではなく、我々のフランスの文化を守るんだということがフランス社会では腹落ちしているから、こういうワンセットの政策がきちんとできるのだと出口さんは説明しています。

生来の氏を変えたくないということで法律婚と出産をためらっている若いカップルがいます。夫婦同姓も別姓も選べる制度を早く導入することは少子化に歯止めをかける「異次元の対策」の1つです。

街で外国人が増加しているという体感があります。「災害時、外国人は孤立するかもしれないので助ける必要がある」ではないと思うのです。この少子高齢化が進むからこそ来日が増えている外国人、彼らは若いのです。だからと言って「助けてもらおう」も虫のいい話です。2024年11月22日に開催された近畿弁護士会連合会人権擁護大会シンポ第2分科会「災害から一人ひとりの人権を守るために―災害ケースマネジメントの実効性を図る実践と連携のあり方―」で登壇した、(一社)福祉防災コミュニティ協会の湯井恵美子さんが障がい者の避難について、『「助ける」「助けられる」を超えた『みんなで助かる』(出典『中動態の世界』國分功一郎)』を提唱されていました。災害時には、増加する外国人とともに助かる、という思想が必要です。そのためには今から何をすればよいでしょうか。

少子化対策と外国人との共生など様々な政策は分断されていますが、大災害から一人でも多くの人が生き残るための手段は、統合され実践される必要があります。地元コミュニティとともに、地元自治体とともに、私たち自身が思い立った日から、ほんの少し背伸びしてできることを始めたいと思います。

震災から30年の祈念すべき年頭における想いと祈りです。

井口寛司弁護士が記した「弁護士としての原点を得た」という言葉。サービス精神が旺盛な、顧客志向全面的な事務所、フレンドリーで、わかりやすい説明ができて、それでいて、正当な利益を正当に守ることができるような技を持つ、「まともな法律事務所」を創りたい、よいものならば、必ず皆様に喜ばれるはず。どんな時代でも生き抜けるはず。我々にもいつもそう言って「もう一度行ってみたい法律事務所」という理想を掲げて仕事に事務所運営に邁進してまいりました。私たちは、災害のうち続く現在において、阪神・淡路大震災という壮絶な体験から教えられた、目指すべきところに立ち還り、これからも精進してまいります。

引き続き当事務所をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

(2025年正月)



災害後に事業者が抱える二重ローン — 公助による支援の必要性 —

弁護士 高島 浩



阪神・淡路大震災の年、私は大学1年生でした。京都で下宿していたため、神戸の街の状況はテレビの報道を通じてしか把握できませんでした。数か月後に四国の実家へ帰省する際、芦屋駅から東神戸港へ向かうバスの窓から、倒れた高速道路や崩れた埠頭を見て衝撃を受けたのを覚えています。東神戸港は東灘区の青木にあり、当時、バイクで法律相談に駆け回る井口寛司先生とすれ違っていただけかもしれません。

その7年後、私はこの事務所に入所し、井口寛司先生や事務所のメンバーとともに、震災の影響を受けて多額の負債を抱えた幾つかの企業の再生に取り組みました。本稿では、被災した事業者が直面する問題、その中でも二重ローン問題について考えます。

災害が事業者にもたらす問題

阪神・淡路大震災から現在まで、新潟中越地震、東日本大震災、熊本地震、鳥取県中部地震、能登半島地震などの巨大地震をはじめ、大規模な洪水等の自然災害が次々に発生しています。その被害は広範囲に及び、生活者としての個人だけでなく、多くの中小事業者も困難に直面します。そして、このような地域の雇用と経済活動を支える中小事業者の再建なくして地域の復興がなしえないことは明らかです。

事業者にとって、大規模災害への事前の備えは重要ですが、今回は災害発生後に事業者が直面する二重ローン問題への支援に焦点をあて、現状と課題を考えます。なお、政府の会議などでは、二重ローン問題を「既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の問題」(新規資金を借りづらくなる問題)と捉えています。本稿では「新規資金調達後も既往債務の返済負担が残る問題」(二重ローンを抱えてしまう問題)を検討対象としています。

私的整理ガイドラインの有用性

事業者が被災した場合、工場や設備等に大きな損害が及ぶことも少なくありません。社屋や工場が被災し解体せざるを得ない場合、解体費用については公的な補助を受けられる場合があります。しかし、仮に公費により解体できたとしても、新たな工場を建設し、壊れた設備を更新するには、事

業者は新たに多額の資金調達を行わざるを得ません。大規模災害が発生した際には信用保証協会付の特別融資などの金融支援策が発動され、比較的緩やかな審査により融資を受けられる可能性はあるものの、事業者は既往の借入債務に加えて新たな借入債務を負担することになります。このようにして発生する二重ローン状態は、事業者負担の重い返済を強いることとなり、往々にして事業者の再建意欲を失わせ、被災地域の衰退にも直結する深刻な問題です。

この問題の解決のために、私的整理ガイドラインに基づく債務の整理が選択肢として登場します。事業者向けの私的整理ガイドラインは平成13年9月に策定され、主として金融機関の協力を得て債権放棄を受けることを目的とし、災害時に限らず利用できる手続であるため、平常時においても資金繰りに支障を来した事業者により利用されています(なお、この制度とは別に、住宅ローンなど個人の二重ローン問題については、東日本大震災に限定した時限的措置として平成23年7月に個人版の私的整理ガイドラインが策定され、その後対象を拡大した恒久的措置として、平成28年4月から自然災害ガイドラインが適用されています。)

しかし、金融機関から新規融資を受けようとする(あるいは受けた直後の)事業者にとって、金融機関から既往債務の債権放棄という更なる協力を得ることは極めて難しいと予想されます。また、このガイドラインは債務超過に陥った事業の再生を目的とする手続であるため、一定の資産を保有し返済能力がある事業者は債権放棄を得られず、二重ローンを解消することはできません。二重ローンを返済できる体力があるとみなされれば、このガイドラインにより債務の軽減を図ることができないのです。

公的機関による債権買取制度の使い勝手

金融機関から見た事業者への二重ローン(債権)を解消して新規融資を行いやすくするために、金融機関が既往債権を公的機関へ売却してバランスシートから外す制度が設けられています。東日本大震災の際に設立された産業復興機構や震災支援機構による支援、熊本地震以降に制度化された中小機構やREVICが出資する事業再生ファンドを活用した支援がこれにあたります。能登半島地震においても能登半島地震復興支援ファンドが設立されています。これら公的機

関は、金融機関から買取った債権の一部を放棄することもあり、二重ローンの解消に一定の効果が期待されます。

しかし、公的機関が債権を放棄するにあたっては「対象事業者の状況を勘案すること」とされており、私的整理ガイドラインと同様、債務超過に至らない事業者が債権放棄を受けられるとは限りません。このため、この制度も二重ローン問題に対して抜本的な解決策とはならず、東日本大震災において支援が行われた債権買取実績は、産業復興機構が339件、震災支援機構が712件にとどまり、被災した事業者数と比べると利用件数は極めて少ないのが実情です。

金融機関によるリスケジュール

金融機関によるリスケジュール（返済条件の変更）は、阪神・淡路大震災の際には立法化されていなかったため、被災した事業者は足元の返済負担を軽減するため、金融機関と厳しい交渉を余儀なくされていました。その後、リーマンショックによる景気の悪化を受けて平成13年に成立した金融円滑化法において、金融機関が事業者から弁済負担の軽減の申し出を受けた場合には、できるだけ応じるよう努めることが明文化され、現在では金融機関の監督指針に引き継がれています。監督指針に盛り込まれているため、この制度は平常時においても多くの事業者にご利用されていますが、特に災害時には、金融機関は被災企業に対して柔軟に元本返済の先送りなどの支援要請に応じています。

しかし、この制度でも既往債務が免除されるわけではなく、一定期間経過後には返済を再開する事業計画の提示が求められるため、事業者は二重ローンから解放されるわけではありません。二重ローンという重い負担を抱えながら事業を軌道に乗せることに成功しなければ、災害から数年後に資金繰りに行き詰まる事業者が増加することとなり、これはコロナ禍後の現在においても見られる現象です。

新たなセーフティネットの提案

このように、残念ながら、被災した事業者の二重ローン問題を解消する抜本的な制度は今のところありません。しかし、被災地の復興を実現するためには、事業者の二重ローン問題を解消し、迅速な事業再建を図るためのセーフティネットを構築することは是非とも必要です。

ここからは私の妄想ですが、例えば住宅ローンであれば、借入人に一定の事由が発生した場合、金融機関が受け取る保険金によって残債務が支払われる制度（団信）があります。これと同様に、事業者に対する融資においても、融資利率を少し上乘せすることで保険料を徴収し、災害時に保険金をもって当該債務を返済する制度など、事業者が広く利用できる企業版の団体保険があっても良いと思います。保

険金による既往債務の返済が可能となれば、その負担は保険料を実質的に納める全国の事業者に広く分散し、不良債権の増加に伴い被災地の金融機関が疲弊することはありません。また、自然災害による被災という客観的な事由による保険金の支払いとなるため、債務免除に伴うモラルハザードの問題も生じないと思います。

公助による支援の必要性

阪神・淡路大震災の際、被災した個人の生活再建でさえ、当時の村山首相が「一般的に、自然災害により個人が受けた被害につきましては、自助努力による回復が原則となっております。」と答弁するなど（第134回国会衆議院本会議）、国は、大きな自然災害が発生した時であっても「自助努力が原則」との立場を崩しませんでした。事業者に対しても当然のように自助努力が求められ、阪神・淡路大震災で被災した事業者に対する支援としては、利子補給制度（新規融資の実質無利子化）がある程度でした。しかし、建物や設備の損傷に加え、従業員も被災し、サプライチェーンが傷つき、得意先との取引も一旦途絶えた中での事業の再建に向けたハードルは高く、自助努力により解消できる問題にも限界があります。

阪神・淡路大震災後の30年の間に幾つかの制度が創設され、事業者の返済負担を軽減する選択肢は増えてつありますが、いずれの制度でも、返済能力がある限りは債務全額を返済することが求められ、自助の原則は変わっていません。債務超過ではない堅実な企業は、あくまで二重ローンを自力で返済する事を求められ、結果として事業の活力が大きく削がれ、地域の雇用や経済を支える力も損なわれることになってしまいます。

事業用資産を対象とする火災保険に加入するなどの自衛策では回避できるリスクも限定的であり、二重ローン問題を抜本的に解決するためには、被災事業者、金融機関、国がどのように損失を分担するのが正面から議論されなければなりません。モラルハザードの観点から既往債務を全て免除することは相当でないとしても、個人の社会保障と同様、一定割合の既往債務を免除すること（公的に負担すること）は認められるべきではないでしょうか。

二重ローンの問題は、能登半島地震の被災事業者がまさに今直面している問題です。そして、国内で発生する大規模災害に伴う損害は、その損失を被災地の住民、事業者、金融機関のみの負担とするのではなく、国全体で広く負担すべき問題であると考えます。国には、相談窓口の設置や新規融資の促進策など被災者の自助努力を前提とした対応にとどまらず、現場に行き届く公助の対応が求められます。



トップが覚悟し決断すれば、カスハラは終わる

弁護士 高橋弘毅

生まれれば、終わる

先日、当事務所と親しくしてくださっている方から、「もうずっと前のことですが、井口先生に相談に来たとき、『始まったから、終わりますから。大丈夫ですよ。』とニコニコしながら言われてましてね。事は起きたばかりなのに、もう終わったような気がしまして、気持ちがスーッとしたもんです。」という話をお伺いすることがありました。

これもまた受け売りだったかと気が付き、嬉しくなったのですが、実は、私も同じようなことを言うことがあります。「おめでとうございます。始まったのだから、終わりますね。」と。そうなのです。生まれれば、必ず終わりが来るのです。

カスハラは終わらない？

ところが、終わらないとご相談いただくことが増えているのが、カスハラ（カスタマーハラスメント）です。

カスハラも、相手（顧客や取引先）の要求が不当、または、要求が妥当であってもその実現のための手段・態様等が社会通念上不相当なのであれば、それを直ちに拒絶し、あるいは対応をしないという対応をとればよく、そうすれば、多くの場合、終わりに向かうはずですが。

ところが、現場では中々それができず、相手のペースに合わせてしまうがゆえに、難しい局面に陥ってしまっている。ご相談いただく件は、ほとんどそのようなケースです。

私が経験したケースでは、「そもそも声の大きい人に対峙するのが苦手」「顧客や取引先に対して丁寧な接遇をするよう日頃指導されている」「要求の不当性等の判断が難しい」「拒絶等の対応をすると、風評や今後の取引に影響が出るかもしれないという心理が働く（特に、当社の不手際がきっかけとなっており、要求自体は妥当である場合）」「上手く収めなければならないと思っている、あるいは上手く収めるよう指示されている」「裁量の幅が狭く、何をどこまで言ってよいか分からない」などが、現場で拒絶等の対応ができない要因となっていました。私の経験しないケースでも同じようなことではないかと思えます。

しかし、これでは上手くいくはずがありません。

相撲に譬えると分かりやすいと思います。

相手は、「はっけよい」の掛け声が発せられる前から、自らに正義があると信じて、一気に押してくる。これに対し、現場は、それをかわすことも叩き込むことも突き返すこともできない

ので、がっぶり四つに組むことになる。ところが、怯んで上体が起きてしまっているうえ、どこまで押し返してよいかも分からず、押し返しても良いかと、土俵外にいる上司の指示を求めて何度も後ろを振り返っている。このような状態なのです。

これでは、相手との間によほどの力量差でもなければ、あつという間に、押し倒されるか、土俵際に追い込まれて俵を割ることになることは明らかです。倒れるな、踏ん張れ、俵は割るな、相手を土俵の外まで押し返せなどと言っても、土台無理な話ですよ。

トップの覚悟と決断がカスハラを終わらせる

企業においては、この現場の状況や心情を理解した上で、トップが自らの責任において速やかに、相手の要求を拒絶し、あるいは対応をしないという対応をとることを決め、それを役職員に共有し、ぶれず一丸となって（社長、部長、課長でそれぞれ言うことが変わることがないようにしてください。）、毅然と対応しなければなりません。

もちろん、相手との関係性その他の事情により、直ちに拒絶等の対応をすることができないことはあると思います。

しかし、その場合でも、「同じことの繰り返しになれば、話を終わらせてよい」「〇〇分を超えて対応する必要はなく、その時点で電話を切り、あるいは帰ってもらってよい」「〇〇以外の話は全て対応しないことでよい」「たとえ〇〇（インターネットに書き込む、監督官庁に垂れ込むなど）といった脅しのような話があったとしても、断ってよい」「ここまでの話であれば、即断即決してよい」「対応困難となれば、〇〇さんにバトンタッチする」などを事案に応じて速やかに決め、それを役職員と共有した上で、「現場の判断を信頼し、任せる」「後はどのようなことになっても、すべて責任は会社がとる」「あなたの責任にはしない」と言って、現場に送り出すことが必要です。

そうすれば、現場では、勇気を持って相手と対峙し、がっぶり四つに組むとしても、後ろを振り返ることなく、土俵の真ん中で相手を押し返すことができるようになり、心理的に余裕ができるため、状況に応じて、躲したり叩き込むことができるようにもなります。そして、そうなれば、自ずとカスハラは終わりに向かうはずですが。

これらはトップにしかできない仕事です。

それでも終わらないという場合は、ぜひご相談ください。ご一緒させていただきます。



自治体と民間団体との災害時連携協定

弁護士 平田 尚久



「災害時連携協定」の広がり

災害発生時には、自治体を持つ災害への対応能力や資源だけで必要な対応を賄うことは困難であり、企業や組合など民間団体の協力が不可欠です。東日本大震災や能登半島地震においても、民間団体の協力によって迅速に災害対応がなされた事例が多数報告されています。

こうした実績も踏まえ、全国の自治体において、あらかじめ民間団体と災害発生時の連携協力について定める協定（以下「災害時連携協定」といいます。）を締結する動きが大きく広がっています。

神戸市を例にあげますと、神戸市とこうした協定を締結している民間団体は160を超えており、協定の内容も、食料などの物資の供給、帰還困難者の一時受け入れ、災害対応情報の発信や、救援物資の運送、仮設住宅の建設、ドローンによる被災状況に関する情報収集など、非常に幅広い領域にわたっています（神戸市防災データベースより）。

弁護士からみた「災害時連携協定」の改善点

実際に締結された協定書を見ると、多くの協定は協力体制の大枠を定める内容にとどまっており、条項としては簡素なものが多いという印象です。実際の協力活動においては、目の前の状況に応じて臨機応変な対応が必要と思われるので、協定書で詳細な事項まで決めることは現実的でないとは思いますが。

しかし、中には、重要な点が決められていないのではないかと思う協定書も見られます。特に気になるのは、費用とリスクの分担が曖昧になっているケースです。協定によっては、民間団体の職員が、災害発生から間もない時期に、災害発生現場やそれに近い場所で活動することが想定されるケースもあります。こうした活動には一定の危険が伴うため、万が一、協定に基づく活動中に事故が発生した場合、誰が補償をするのかといったことについて明確にしておく必要があります。多くの協定書では、行政が補償を行うことが明記されていますが、中には「協議によって定める」とされている協定書もあり、この場合、実際に事故が起きたらどうなるのか、協力する民間団体としても不安が残ります。

協定の実効性を高めるためにも、こうした点は協定書に明確に規定しておくべきと考えます。

協定の幅の広がり

これまでに締結されている「災害時連携協定」は、災害発生時の一時的な滞在場所の提供や、物資の提供など、災害発生直後の対応を念頭においたものが多くみられます。しかし、災害対策は災害発生直後にとどまりません。生活再建に至るまでの長い道のりの中では、様々な民間団体との連携が必要となります。「災害ケースマネジメント」の取組が進展する中で、これまでは「災害時連携協定」の対象と考えられていなかった分野についても、協定締結の動きが加速すると予想されます。兵庫県弁護士会においても、災害時の生活再建を支援すべく、兵庫県内の自治体との「災害時連携協定」の締結に積極的に取り組んでおり、既にほとんどの自治体との間で協定を締結しています。

平常時における連携の先にある災害対応

他方で、協定を締結していても、実際に災害が発生した際にそれが機能しなければ意味がありません。実際には協定締結から年月が経ち、担当者が異動するなどしたために、引継ぎが十分なされていないといったこともあるようです。

この点、神戸市危機管理室へのインタビューにおいて、職員の皆さんが、災害時の連携を実効性あるものにするためにも、普段からの関係構築が重要であると強調されていたのが印象的でした。自治体と民間団体が、平常時における地域課題への取組の中で顔の見える信頼関係を築くことができれば、災害対応は何も特別なことではなく、普段の取組の延長と位置付けることができるはずだということです。

この指摘は、民間団体の側にも重要な視点ではないかと思います。自社や自らの団体が災害発生時に自治体や地域とどのような連携を図ることができるか考えてみることで、自分たちが地域にとってどのような存在なのか見つめ直すきっかけになるように思います。

兵庫県弁護士会
「県内自治体との災害協定の締結に取り組んでいます」
<https://www.hyogoben.or.jp/news/topics/12583/>





自然災害と賠償責任

弁護士 二宮 淳次



阪神・淡路大震災の記憶

高校1年生でした。平成7年1月17日早朝、自宅2階の自室の布団のなかで寝ぼけた状態っていると、突然、部屋の下を何か大きいものが通るような衝撃がありました。私の自宅は幹線道路沿いにあったため、1階にトラックが突っ込んだのだと思いました。

しかし、その衝撃は一向に収まることは無く、私は何が起きているのか理解もできず、頭まで布団をかぶって長い長い衝撃が収まるのを待ちました。揺れが収まってもしばらくは電気が付かなかったため、私の上に色々なものが落ちてきていること以外には自分の部屋の状況すら分かりませんでした。次第に明るくなってから、自宅の状況が分かってきましたが、私の部屋の中の棚や机は倒れ、戦前に建てられた私の自宅の土壁は崩れ、屋根は落ち、木製の扉は壊れ、コンクリート造りの外塀も倒れていました。自宅は半壊の認定を受け、工事業者の順番が回ってくるまで屋根にはブルーシートを張り、水道とガスの止まった状態で生活していました。当時、父が、外塀が全て倒れた状態を見ながら自宅はこんな状態になってしまったが、自宅が損壊したことにより誰かが怪我しなかったことだけが本当に救いだと言っていたことを記憶しています。

自然災害による損害

阪神・淡路大震災のときに私の自宅外塀が倒れたように、自然災害が発生したときに、直接ご自身の所有するものが損壊する場合と、第三者の所有するものが損壊し、その影響によって自分の所有するものが損壊する場合があります。

ここでは後者の場合について検討したいと思います。後者としては、①地震によって貸主の所有する賃貸マンションが倒壊したことで借主の居室内の家財が損傷する場合、②地震によって分譲マンションの上階の居室の給排水管が損傷したことにより下階に漏水が発生する場合などを挙げることができます。このような場合に、一体どうしたらよいのだろうかと思われ、悩まれることも多いかと思えます。

第三者の損害賠償責任

民法第717条には、土地の工作物の設置・保存に瑕疵があり他人に損害が発生した場合には、その工作物の占有者または所有者は賠償責任を負うと規定されています。マンション等の建物自体や建物に設置された給排水管は土地の工作物に該当しますので、その設置・保存に瑕疵（通常有すべき安全性を欠くこと）が存在する場合には、所有者等に対して損害賠償請求をすることが可能となります。

上記①の場合に倒壊した建物が通常有すべき安全性を備えていたか否かは、少なくとも当該建物が建築された当時の耐震基準を満たして建築されていたかが基準となり、基準を満たしていない場合には、建物の設置・保存に瑕疵があることとなります。ただし、耐震基準には1981年5月までの基準である旧耐震基準と、それ以降の基準である新耐震基準があります。そして、旧耐震基準に基づいて建築された一定規模を超える賃貸マンションについては、耐震化は義務付けられていないものの耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられています。このため、耐震診断の結果いかんによっては、旧耐震基準を満たして建築されていたとしても、通常有すべき安全性を欠いていたと判断される可能性はあります。

また、建物が通常有すべき安全性を欠いていたと判断された場合においても、全ての損害をマンションの所有者に負担させることができる訳ではなく、地震の影響を斟酌して、損害額の50%についてのみ損害賠償を認めた裁判例（神戸地方裁判所平成11年9月20日判決）も存在します。

第三者の保険が適用されない可能性

さらに考えておかなければならないのが、地震で所有マンションが倒壊して多額の損害が発生している貸主に対して損害賠償請求をしても実際に回収することが困難となるかもしれない点です。賃貸マンションの所有者は、施設賠償責任保険といって所有建物の管理が不十分であることにより他人に損害が発生した場合にその損害を填補するための保険に加入している場合がありますので、保険で対応して貰えそうにも思えます。

しかし、施設賠償責任保険には、地震によって発生した損害については免責とする条項が設けられているのが通常であり、地震の免責についてはその強さや規模にかかわらず社会通念上「地震」と認識されるものは対象になると判断した裁判例（東京高等裁判所平成24年3月19日判決）が存在します。このため、賃貸マンションの所有者の保険で対応して貰うということも難しいということになります。

事前にできるリスク回避

そうすると、マンション所有者に資力が無ければ、全て自分で損害を負担しなければならないとの状況に陥りかねません。このため、一定金額以上の家財が居室内に存在する場合には平常時の自己負担を伴うことを前提に、家財用の火災保険及び地震保険に加入するということが自己負担のリスクを回避する方法も検討しておく必要があります。



災害時のデマやフェイク画像・動画に惑わされないために

弁護士 中馬 康貴



フェイク画像・動画が社会的混乱を加速させる

昨年行われた複数の選挙戦において、SNSでのデマ・誤情報の拡散が問題となりました。SNSの規制をすべきではないかとの声も挙がっていますが、現実問題、SNSが情報収集において必要不可欠なツールであることは明らかです。そして、SNSでのデマ・誤情報は災害時にも発生します。災害時のデマ・誤情報の流布は今に始まったことではなく、SNSが出現する以前から同様の問題は発生していました。ただ、ここへきて、SNSでのデマ・誤情報について特に気を付けなければならないものが現れました。それが、フェイク画像・動画を伴ったデマ・誤情報の流布です。

なぜ特に気を付けなければならないのか。それは、画像・動画が文章以上に読み手への働きかけが強く、その内容を信じてしまうリスクが高まるからです。例えば、「〇市〇区〇町で火事が起きている!」という文章だけの投稿と、当該文章とともに、火が発生している様子の画像・動画が添付された投稿とを比べれば、読み手に与える影響が異なることは一目瞭然です。

実際に、2022年9月に静岡県で発生した台風による豪雨災害の際、大規模な氾濫が起きている県内の様子をドローンで撮影したとする画像がSNSで拡散しましたが、この画像は画像生成AIを使ったフェイク画像であったことが後に判明しました。また、昨年発生した能登地震においても、海外のユーザーが東日本大震災の津波の動画を添付し、能登を津波が襲ったとのデマを投稿した事案がありました。

画像・動画を伴う情報とどのように向き合うか

このようなフェイク画像・動画に対して、どのように向き合っていけばよいでしょうか。

①精巧なフェイク画像・動画が拡散され得ることを認識しておく

一瞥しただけではフェイク画像・動画かどうかを判別することは難しく、災害時においては、画像の真偽を分析する時間的・精神的余裕もありません。ですので、まずは、SNS上に精巧なフェイク画像・動画が拡散され得ることを認識しておき、災害時にSNS上に拡散された画像・動画に接した場合、「それはデマ・誤情報かもしれない」と当該情報の信頼性を「割り引いて」見る姿勢が必要です。

また、なぜ投稿者がそのようなデマ・誤情報を投稿するのか、その背景事情を把握しておくことも有効です。かつてデ

マ・誤情報を流布する動機としては、混乱を招くことを企図したケースが多かったように思われますが、最近では、Xが導入した投稿の閲覧数（インプレッション）が多いユーザーが広告収益を得られる仕組みを利用して「インプ稼ぎ」と呼ばれる収益を得る目的でデマ・誤情報を投稿し、拡散させるケースも増えています。

②複数の情報ソースで確認する

「デマ・誤情報ではないか」と疑われる情報に接した場合、その他の報道機関や自治体や首長等行政等が発信する情報を確認することはもちろんですが、同じ事象を撮影した複数の写真・動画が投稿されているのか、あるいは同一の写真・動画が拡散しているだけなのかを見分けることも重要です。後者の場合、デマ・誤情報である可能性が高いと考えられます。

ところで、この点に関連して重要なことは、SNS上ではいわゆる「切り抜き動画」が多く出回っていることです。切り抜かれた動画自体はフェイクではないものの、一部が切り取られて転載されることによって、当初の意図と異なる形で読み手に情報が伝わってしまう可能性があります。切り抜き動画は手軽に情報を把握することができる点で便利な面もあるのですが、この場合も、切り取られた情報だけではなく、切り取られる前の転載元の情報を確認する必要があります。

③ファクトチェックサイトの利用

また、画像や動画については、「google 画像検索」や「InVID」等のファクトチェックツールを用いて、画像や動画の真偽を確認することも有効な方法です。

より一層情報の取捨選択能力が求められる時代に

冒頭述べたように、災害時のデマ・誤情報の流布は昔から存在し、おそらく将来も同様の問題は起こり続けるのだと思います。しかし、画像生成AI等の利用によるフェイク画像・動画の登場により、真偽の判別が付きにくくなり、また、容易に信じ込んでしまうリスクが高まっている実態があります。

読み手には、より一層情報の取捨選択能力が求められています。精巧なフェイク画像・動画が拡散され得ることを認識した上で、批判的な視点をもって情報に接し、複数の情報ソースを確認して情報を取捨選択する姿勢が重要であり、単一の情報を鵜呑みにして安易な拡散に加担することは避けるべきです。



平常時から寛容な社会づくりへ 性別、年齢、人種、国籍、障がいの有無、性的指向、信条を超えて

弁護士 井口奈緒子

災害時の安否確認の方法

万が一災害に遭ったとき、「大切な人は、無事か?今どこにいるのか?」誰しもが真っ先に思います。自身の無事をいち早く知らせたい、とも思います。

大切な人というのは、家族、友人、職場の仲間などが考えられますが、離れた場所で被災した場合や、自身は被災しておらず、大切な人の居住エリアで災害が起こった場合、その安否についての確認が容易ではない場合があります。災害発生直後は、被災エリアへのアクセス集中のため、通信規制が行われることがしばしばです。私もその混沌とした状態を、東日本大震災の時に経験しましたが、電話は全く繋がらず、携帯電話の電池も消耗する一方でした。

このような状況での安否確認の方法は、各通信事業者が提供する安否確認サービス(災害用伝言ダイヤル171など)、勤務先の安否確認システム、SNSの活用などがありますが、それでも確認できない場合、最終的には行政が収集した安否情報に頼るしかないと考えられます。

行政から提供される情報

被災者の安否に関する情報について、都道府県知事又は市町村長に対して照会することができ、照会を受けた知事らは、下記のとおり、各照会者に対し、被災者の情報を提供することができます(災害対策基本法第86条の15、同法施行規則第8条の3)。

	照会者	提供される被災者の情報
①	被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	(ア)居所 (イ)負傷又は疾病の状況 (ウ)連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
②	被災者の親族又は職場の関係者 その他の関係者	(イ)負傷又は疾病の状況
③	被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	(エ)保有している安否情報の有無

上記の表をみると、照会者の属性によって、被災者の情報として提供されるものが異なることがわかります。(イ)の「負傷又は疾病の状況」は、生死の別についても含みますが、このような被災者の生死や所在等に関する情報は、災害発生時に被災地に居た者の安否を案ずる親類縁者等にとって極めて関心の高い情報であり、あらゆる災害の発生時において最もニーズの高い情報の一つである(注1)、とされています。

「親族」として安否情報を知ることができない現実

同性カップルの方にとって、同居しているパートナーは家族にほかなりませんが、その安否情報を、上記③の「知人」としてしか提供されないという現実があります。つまり、行政が安否情報を保有しているかどうかしか情報提供を受けられず、パートナーの負傷又は疾病の状況、生死の別さえも知ることができないのです。

「知人」に対する提供情報の範囲は、公的な書類等により関係性を証明することが困難であるために制限されていますが、同性カップルの関係について証明書の発行等を行う制度(いわゆるパートナーシップ制度)は、全国の地方公共団体で広く導入されており、2024年4月時点で、導入自治体は442(人口カバー率84.82%)に達しています。ところが、同性カップル間の照会に対し「同居の親族」として情報を提供するとしたのは、2019年時点で熊本市、世田谷区など16自治体のみであり、2024年には徳島県内の自治体の8割にその運用が広がりましたが、全国的にはまだまだあまり広がっていない状況です。

法制度上は、「知人」は詳細な安否情報を、「親族」等に直接確認してもらう運用になっていますが、同性カップルの方は、その性的指向や同性パートナーの存在を親や兄弟に打ち明けていないケースもあり、必ずしもパートナーの親族に直接確認できるわけでもありません。このように、パートナーの安否を確認すらできないという現状は、同性カップル間において、災害を乗り越えて生きていく気力を奪われかねない、深刻で重大な問題なのです。

平常時から寛容な社会へ

上記の問題については、同性婚の法制化がなされることが根本的な解決となりますが、これ以外にも、同性カップルを含む性的マイノリティの方の災害時における困りごとは多くあります。それらは、男女別の物資受取の場面、避難所での生活において、周りから不審がられるのではないかと、平常時から向けられている差別や偏見に対する不安からくるものがほとんどです(注2)。

このように、災害時という非常事態において、性的マイノリティであることによって、マジョリティよりもさらに大きな不安や打撃を受ける人々がいるという現実を、今回の阪神・淡路大震災30年特別号を作成するにあたって知りました。「『助ける』『助けられる』を超えた『みんなで助かる』(注3)」のために、私たちは、平常時から、性別、年齢、人種、国籍、障がいの有無、性的指向、信条を超えて、様々な人と対話し、それぞれの違いを認め合うことのできる、寛容な社会づくりを目指していくことが重要であると考えます。

(注1)「災害対策基本法等(安否情報の提供及び被災者台帳関連事項)の運用について」平成26年1月24日府政防第60号、消防第21号 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官、消防庁国民保護・防災部防災課長通達

(注2)東日本大震災の経験を踏まえて、岩手レインボーネットワークにより制作された「にじいろ防災ガイド」参照。同ガイドは、内閣府の「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」でも紹介されたほか、全国の自治体でも参考にされています。

(注3)出典「中動態の世界」國分功一郎(医学書院)



登山に学ぶ BCP

弁護士 福永晃一



「そこに山があるから」。ジョージ・マロリーの有名な言葉が示すとおり、登山は自然への挑戦です。しかし、その挑戦の裏には綿密な計画、リスク管理、そして柔軟な対応力が必要です。

私自身、中学・高校時代に登山活動に明け暮れておりましたが、前進、時には引き返す勇気も必要とする登山における危機管理は、現代の企業が行うべき危機管理、そしてBCP (Business Continuity Plan) と共通点があるのではないかと考えるところです。

企業が突発的な事態にどう備えるか、危機発生時にどのようにして復旧を目指すか。そのヒントは、登山の中にも見つけられそうです。

リスク分析

まず、登山では、自然環境が最大のリスクです。突然の天候不良、雪崩や落石—これらのリスクを無視することは非常に危険です。そのため、事前に天気予報を確認（自ら天気図を作成して予報）したり、地形図や現地自然环境を調べたり、万が一の場所の場合に備えて避難ルートの確保や必要な装備の検討をしたりします。

同様に、企業も事業継続に当たってのボトルネック（事業継続上、重要な箇所・事象）を分析しなければなりません。自然災害、サイバー攻撃、設備故障、パンデミック—これらのリスクがどのように事業に与える影響を考慮して評価し、適切な対策を用意する必要があります。

装備の選択

また、登山では、装備が生命線ですが、装備を増やしすぎると体力を奪われ、逆に目標達成の障害となることもあります。軽量かつ多機能な装備を選び、必要最小限の装備に絞ることが重要です。

企業においても、BCP策定においてはリソース配分が重要です。BCPの対象範囲は原則として全ての事業・業務、施設、人員ですが、全てのリスクについてBCPを策定すれば、そのコストは多大なものになり、企業内に浸透させる場合も効率的に実施できないため、重要度・緊急度に応じて優先順位付けが必要です。

本番に備えた訓練

登山家が日頃から実践をしている体力トレーニング、地形図読み、自然・気象知識の習得、応急処置などのスキルは、実際の危機的状況で自らの生命・身体を守ります。

同様に、企業も、日常業務の中で、BCPを実行できるものとするために、定期的な訓練を行う必要があります。避難訓練やシステム障害時の模擬訓練、緊急時対応マニュアルの実践—これらを踏まえることで、従業員は緊急時も迷わず行動できるようになります。

柔軟性と対応力

登山では計画通りにならないことが少なくありません。突然の悪天候や装備の故障、野生動物との遭遇、怪我など—計画通りに進められることのほうが稀です。状況に応じて柔軟に対応する力が必要です。

企業もまた、危機発生時には計画通りに動けないことがあります。BCPはあくまでも緊急時・復旧時・回復時の計画であって、あらゆる事業停止リスクに対応できるわけではありません。様々なリスクの中から事業停止の影響の範囲を想定し、事業継続・復旧の優先順位をつけ、真に必要なものを選別し、対応することが不可欠となります。

協力と役割分担

団体での登山では、各メンバーがそれぞれの得意分野や体力に応じた役割を果たします。リーダーが全体を指揮し、読図担当がルートを確認し、体力のある者が重い装備を分担する—これらの役割分担がスムーズに機能することで、チーム全体の安全と計画の達成が確保されます。

企業においても、BCPの成功には組織内メンバーそれぞれの強みを生かしたBCPプロジェクトの組織体制の構築が必要です。誰が危機発生時に指揮をとるのか、情報の収集や伝達を担当するのは誰か、業務復旧に必要なリソースを確保するのは誰かなど事前に決めておく必要があります。

振り返りと継続的な改善

登山の成功は、山頂に到達することだけではありません。その過程で得た教訓や気づきを振り返り、次の挑戦に活かすことが本当の意味での成功です。

企業もまた、危機を乗り越えた後の振り返りが重要です。BCPがどれだけ機能したか、どの部分に改善が必要か分析し、次の危機に備える。このプロセスを備えることで、企業はより強靱な体制を構築していくことができます。

企業においては、自社の被害の局限化という観点にとどまらず、コンプライアンスの確保や社会的責任という観点からもBCPの策定が不可欠です。

「何から手を付けていけばいいかわからない」「目の前の業務に追われる中、人員を割くことが難しい」などの理由でBCPが策定できていないのであれば、まずは中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」(注1)をもとに自社BCPを策定すると良いかもしれません。

阪神・淡路大震災から30年の節目である今年こそ、自社のBCPを策定したり見直したりするきっかけとしてみてはいかがでしょうか。

(注1) <https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>





事前防災における組織的過失と協働

弁護士 山添 慎一郎



「責任のすき間」

日本の法制度の下で法人の過失や帰責性が問われる場合、法人があたかも一人の人間として全ての行為を行ったかのように捉えるのではなく、役員・従業員等の法人に関わる個々の主体に着目し、その主体に過失や帰責性が認められるか否か、またその前提として、その主体に結果の予見可能性や特定の行為を行う義務が認められるか否かという点から出発して判断が行われることが少なくありません。

このような判断枠組みも相まって、例えば、組織の中核側は「現場の細かな状況まで把握することは困難であった」と主張し、現場側は「中核の指示に従った」、「中核から提供された情報に依拠した」と主張する状況で、「責任のすき間」が発生し、組織の法的責任が否定される事態がしばしば生じます。

「組織的過失」を認めたとされる判決

東日本大震災の際の大川小学校事件^(注1)における仙台高等裁判所の判決(平成30年4月26日判決)は、事前防災に関する「組織的過失」を認めたとして報じられました。

この判決が組織的過失を認めたとされる理由は、組織内の個々の主体から出発し、その主体の過失を論じるという枠組みを取りつつも、「教師は、児童生徒の安全を確保するために、……学校の設置者から提供される情報等についても、独自の立場からこれを批判的に検討することが要請される場合もある」、教育委員会について「学校に対する細部にわたる個別具体的な関与を通じた管理、執行が求められるに至った」とするなど、市の中の各主体が協働(連携・共有・働きかけ・チェック等)を行うべき立場にあることを前提とした予見可能性の判断^(注2)や義務内容の確定を行った点にあります。

組織内の協働が求められていることを前提に予見可能性や義務内容を判断するこの判決のアプローチは、冒頭で述べた「責任のすき間」の問題に対する一つの有効なアプローチとして踏襲される可能性があります。

学校関係者だけに当てはまる判断か

もっとも、この判決は、公共施設としての学校の安全確保

及びこれに対する保護者の十全の信頼が、公教育制度が円滑に運営されるための不可欠の前提であり、学校保健安全法の定める危険発生時マニュアル作成等の義務が、いわゆる安全配慮義務とは異なる、公教育制度を円滑に運営するための根源的義務の明文化であるということを判断の前提としています。

このため、病院や学校のように①公共的な性格を有する職務・業務として、②他人の生命や身体を引き受ける者だけが、引き受けられた者との関係でのみ、この判決のような「厳しい」予見可能性の判断や義務内容の確定の対象となるという理解もあります。

しかし、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等(災害対策基本法第7条)、災害時に特別の公共的な役割を果たすことが求められている者はもちろんのこと、その他の事業者等も、即時の対応を要し、また、情報収集手段が一時的に利用できなくなることもある災害の局面では、自らが管理又は常時使用する施設に立ち入ることが想定されている顧客等との関係で、顧客等の属性や施設の入出りの容易性等に応じ程度の差はあれ、他者の生命・身体を引き受けている側面が認められ、相応の防災対応が求められるといえます。

そして、この判決のアプローチは、上記のような「厳しい」判断が行われるか否かの100か0かではなく、各主体の職務・業務や責務の性質に応じて「厳しさ」の程度に段階を持たせた運用も可能であり、その意味で、上記①②に当てはまらない事業者等であっても、組織内での協働が、また場合によっては組織外との協働も、相応に行われるべきことを前提に、責任の有無が判断される可能性は十分にあるといえるでしょう。

協働を意識した事前防災を

私たちに求められる防災対応の水準は次第に高くなっており、中核・現場間をはじめとする組織内の協働が、事前防災の段階から機能していなければ、求められる水準で対応を行うことが難しくなりつつあるのかもしれない。

防災マニュアルの見直しや避難訓練等の機会も活用し、組織内の協働を活性化しながら災害に備えたいところです。

(注1) 石巻市立大川小学校の児童を校庭に避難させ、津波到来の約7分前までの間、留まらせた結果、その後別の場所への避難を開始する間に合わず、多くの児童が亡くなった被害について、県や市の責任が追及された事件。

(注2) 例えば、市の公務員として、職務上知り得た地震や津波に係る知識や経験を教育委員会や他の小中学校の教職員との間で相互に交換しつつ共有できる立場であったことから、地域住民の多くが津波の襲来を予想していなかったとしても直ちに校長らや教育委員会の予見可能性が否定されるものではないとされています。



声なき声を聴く — 災害ケースマネジメント —

弁護士 稲田 優

「災害ケースマネジメント」とは

(1) 「災害ケースマネジメント」とは、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組をいいます。

行政が金銭給付や税制減免措置等の支援メニューを用意し、「申請に基づき当該支援を提供する」という被災者支援の従来の手法では、必ずしも十分に被災者の自立・生活再建に結びつかないことがあることから、より適切な支援を実施するための手法として、国や弁護士会において、その普及・啓発が図られています。

内閣府から、令和4年3月に「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」が、令和5年3月に「災害ケースマネジメント実施の手引き」がそれぞれ公表され、各自治体でも取組に向けた検討が進められているようです。

(2) 「災害ケースマネジメント」の特徴は、①「アウトリーチ」による被災者の発見、状況把握、②専門性を有する民間の団体や機関等との連携、③ケース会議等による被災者の個々の課題に応じた支援の検討・つなぎ、④支援の継続的な実施の4点に集約されます。

ここでの「アウトリーチ」とは、災害からの自立・生活再建の課題を抱えながらも自ら支援にアクセスできない被災者に対し、住居や仮設住宅等への訪問、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の仕組みづくり、当事者との関係づくりなどを行うことにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組です。

(3) 「災害ケースマネジメント」によって、自ら声をあげることができない被災者や在宅避難者等への支援漏れの発生を防ぐと共に、行政だけでは対応が難しい課題にも対応し、伴走型の支援を行うことで、被災者の自立や生活再建を早期に実現し、ひいては、コミュニティやまちづくりといった地域の復旧・復興にも貢献することが期待されています。

「災害ケースマネジメント」の実践

(1) 被災者の方々に必要な支援は、時間の経過と共に移り変わっていくため、その時々に応じた対応をしていく必要があります。

タイムラインとしては、大きく、⑦発災直後から避難所運営段階、⑧避難所閉所検討から応急仮設住宅供与段階、⑨応急仮設住宅供与段階以降に区別されます。

他方、必要な支援の内容としては、「住まいの再建にあたっての支援」と「日常生活の自立にあたっての支援」の2つの

軸を設定して検討されることが多いです。

例えば、アウトリーチに関しては、⑦発災直後から避難所運営段階においては、避難所や在宅等における被災者のうち緊急的な対応が必要な者の発見及び把握と自立・生活再建に向けた支援情報の提供が中心となり、⑧避難所閉所検討から応急仮設住宅供与段階においては、被災者の自立・生活再建に向け、支援が必要な被災者の洗い出し、住まいの再建の方向性の大きな希望の把握（災害公営住宅の必要戸数の推計等）が中心となり、⑨応急仮設住宅供与段階以降においては、応急仮設住宅入居者や在宅で被災生活を送っている方のうち支援が必要な方に対して継続的に状況把握を行っていくことが想定されています。

(2) 行政だけで対応できることは限られており、地域、医療、福祉、建築、不動産、司法、保険、金融等の関係機関と連携しながら、多くの社会資源で重層的に支援していくことが不可欠で、うまく連携していくことが望まれます。

私自身、阪神・淡路大震災を経験しているのですが、いま思い返しても、「なぜ、神戸だけがこんな目に」「どうして我が家はこうなのか」と孤独感や疎外感を感じたことが何度もありました。

被災された方々が、1日も早く、当たり前の日常を取り戻すことができるように、取り残されたと不安な想いをされることがないように、「誰一人取り残されることない」支援の実現に向けて、皆様と共に、被災地に心を寄せ続けていきたいです。

あの日の記憶

阪神・淡路大震災の当時、私は、神戸市長田区に住む高校1年生でした。

私の身近には、亡くなった方や大きな怪我をされた方はいませんでしたが、あまりに衝撃的な出来事で、なかなか向き合うことができずに時を過ごしてしまいました。

私自身の体験を記すのは恥ずかしくもあるのですが、皆様が「防災」や「減災」についてお考えいただく一助になればと、30年の節目を機に、記憶を辿ってみることにします。

1995年1月17日午前5時46分。

ベットにうつ伏せに眠っていた私は、大きく揺さぶられて目を覚ましました。「地震だ」と気づきはしましたが、突然のことに声を出すことも、起き上がることもできませんでした。遠くから「揺り戻しがくるぞ。気をつけろ。」という父の声が聞こえ、そのすぐ後に、ガガガガと、先ほどとは違う揺れがやってきました。「地面が割れていく」のを体感するようでした。

揺れが収まると、部屋の外から、必死に私の名前を呼ぶ母の声がしました。私の部屋の本棚が倒れてドアに引っかかってしまったため、ドアが開かなくなってしまっていたのです。本

棚は、私の眠っていたベッドに寄りかかるように倒れてきており、本棚の上にあったはずの大きなCDラジカセが私の隣に横たわっていました。下手をすれば、私の身体に直撃していたかもしれせん。

幸い私に怪我はなく、なんとか自力で部屋を脱出することもできました。我が家は、築5年ほどのマンションで、さすがに倒壊するということはありませんでしたが、どの部屋でもタンスや家具は横倒しになり、リビングでTVが吹き飛んだり、台所で食器が棚から滑り落ちたりする等、家の中はめちゃくちゃで、靴を履いて過ごさなければなりませんでした。

父は消防職員で、家族の無事を確認し、部屋を粗方片付けると、「じゃあ、行ってくるわ」と、まだ真っ暗なうちに出かけていきました。そして、それから1週間以上、家には帰って来ませんでした。

「街もひどいことになっているはず」だとは思いましたが、停電のため、本当に真っ暗で、家の外で何が起きているのかはわかりませんでした。

私はただ、東の空を見て、日が昇るのをずっと待っていました。自然と涙があふれてきました。

あのときほど、太陽の光を、明るく、温かく感じたことはありませんでした。

日が昇って明るくなるにつれ、飛び交うヘリコプターの音が大きくなり、立ち上る煙の量が増えていきました。外に出てみると、呆然と立ちすくむ人、線路上を走り抜けていく車、まさに「混沌」とした状況で、ドラマや映画でみた戦時中の光景のようでした。

火事の勢いは止まらず、空は煙で真っ黒になっていきました。我が家にもどんどん火事が迫ってきましたが、どうすることもできず、避難所に避難することしかできませんでした。「家が燃えてしまう」と観念したとき、何を持っていくべきか。頭の中はグルグルするばかりで、咄嗟に考えはまとまりませんでした。

避難所の小学校に着いたのはたしか夕方頃で、既にたくさんの方が避難しておられ、陣取り合戦の様相を呈していました。私たちも、教室の中ほどに居場所を確保しましたが、自宅から持ってきた毛布をかぶって、机と椅子に寄りかかって休むしかなく、居心地は決してよいものではありませんでした。

夜になり、わずかな灯りの下で、食料が配られました。「配給」があるなんて、やはり戦時中と同じなのだ内心驚きましたが、配られたのは、1家族に5個入りのミニあんパン1袋とバナナ1本だけで、なんだか惨めな気持ちになりました。

いま思えば、あれほど混乱していた震災の当日にどのように手配されたものだったのか、感謝してもしきれないことなのですが、当時の私には、そこまで思いを致すことができませんでした。

翌朝になって、我が家はあわやのところで火事を免れていたことがわかり、避難所で不安な夜を過ごしたのはわずか数日だけのことでした。ただ、あの夜のことを思うと、いまでも胸が苦しくなります。

何の前触れもなく、突然、当たり前のことが当たり前でなくなる。それが災害です。

私や家族はなんとか無事でしたが、それはただの偶然にすぎず、やはり物心両面での「備え」が必要なのだと、いま改めて実感しています。

神戸市危機管理室へのインタビュー

「神戸市危機管理センター」において、市民の生命・身体・財産・暮らしを守る役割を担ってられる危機管理監の筒井勇雄さんをはじめ、危機管理室の方々にお話をうかがいました。

・「災害ケースマネジメント」について、どのようにお考えですか。

平成28年の熊本地震でも、昨年(2023)の能登半島地震でも、災害時の建物の倒壊や火災などの直接的な被害よりも、避難途中や避難生活等における精神的・身体的負担によって引き起こされる「災害関連死」が多数に上ることが報告されています。

この「災害関連死」をいかになくすか、せつかく助かった命が失われることがないようにしなければなりません。

行政のサービスは申請主義であることが多く、そのために、「知らなかった」「知っていても、申請にいけなかった」というような支援漏れが生じてしまうことがあります。生活再建をなるべく早く実現するためには、被災者のニーズをくみ取りながら、「伴走型」の支援をしていくことが不可欠です。

そのためには、行政だけでなく、NPOや専門家などの支援団体をはじめ、様々な支援者が連携して、途切れない支援を実施



していく体制を作りあげていく必要がありますが、様々な支援者の力をお借りしながら、やはり「行政が責任をもつこと」が重要だと思います。

・神戸市での「災害ケースマネジメント」の取組について教えてください。

神戸市でも、内閣府から令和5年に示された手引きなどを踏まえて、具体的にどのように取り組んでいくのか、検討を進めているところです。

まずは、市役所内での取組からになりますが、災害時の特別の業務と位置付けてしまうと、いざというときにうまく機能しなくなる懸念がありますので、平常時の業務をどのように発展させていくのか、「フェーズフリー」の視点が重要だと考えています。

また、阪神・淡路大震災を経験した職員の割合が3割を切っており、「経験」の伝承とともに、昨年(2023)の能登半島地震の際にも、これまで延べ950人を超える職員が現地(能登)で活動しており、その経験も今後の取組の糧となるはずと見えています。

他方、各種団体等との連携についても、普段から顔の見える関係性を構築していくことが大事だと思います。弁護士会をはじめ、既に協定を締結させていただいた企業や団体等とは、意見交換を行い、研修や訓練を重ねるなど、関係性を深めているところです。

令和7年1月19日(日)に神戸三宮で開催するイベント「神戸防災のつどい2025」において、「防災の知識を学び備える 1.17」をテーマに、弁護士会をはじめとする各種団体による展示やセミナーが予定されています。詳細は右記のサイト(QRコード)でご確認いただき、ぜひ足をお運びください。



選択的夫婦別姓に関するシンポジウム 開催報告

弁護士 石橋 伸子

2024年11月9日(土)、シンポジウム「夫婦別姓が『選択』できる社会を実現しよう。」が兵庫県弁護士会館で開催されました(主催:NPO法人 m ネット・民法改正情報ネットワーク、後援:兵庫県弁護士会、神戸新聞社)。

最初に、選択的夫婦別姓第一次・第二次訴訟の弁護団長、第三次訴訟代理人である榎原富士子弁護士による選択的夫婦別姓とは何か、法務省法制審議会から民法改正案としてその導入が答申されてから約30年もの間、実現を見ていないのはなぜかについての基調講演が行われ、現行の民法の親族相続編は敗戦直後に新憲法が成立しその後僅か6か月程の検討期間において300条程度の大量の条文を改正したため作業が不十分であり、速やかに見直すことされる付帯決議が付いていたのであり、見直しは必然的要請であったこと、嫡出子という用語は家制度の残滓として子どもに優劣を付けるものであること、夫婦同姓の強制も同様であること、反対派が守ると言うところの「伝統的家族」とは父系の血統を氏で見えるように残すという家長制的な家族のことであること、選択的夫婦別姓が実現すれば女性が働きやすく活躍しやすくなり、結婚しやすくなり、子どもも産

みやすくなるということであり、少子化の解消、地方創生、年金財政の好転にも関係していることなどの話しなされました。

続いて、石橋伸子弁護士をコーディネーターとし、榎原富士子弁護士、主催者代表 坂本洋子さん、第一次夫婦別姓訴訟原告、第二次・三次訴訟を支える会副代表 小國香織さん、第二次訴訟原告、三次訴訟を支える会メンバー 恩地 いづみさんによるパネルディスカッションが実施されました。

パネルディスカッションにおいては、民間の調査によれば2024年現在、選択的夫婦別姓制度に賛成する者の割合は7割以上であり、若い世代では8割～9割に及んでおり、国民の多くは賛成していること、国会では与党議員の一部の意見が強く国民の意見と捻じれていること、戸籍がなくなるというのは全くのデマであること、旧姓を通称として使用することはアイデンティティ喪失・人格権侵害という本質的問題を解決しないこと、夫婦別姓が選択できない国は日本のみとなっており、パスポートのICチップには旧姓は記載されないため、海外では「通称」が通用せず、空港やホテル、訪問先の組織でのトラブルが起き続けていること、事実婚の法的不安定さ、同じ氏であることと家族の一体感とは別のものであること、が統計資料や当事者の思いと共に語られ、選択的夫婦別姓制度の導入の機は熟しており、今まさに実現が望まれることが語られました。台湾からの留学生も含めた会場参加者は、かぶりつくように熱心に聴講していただき、多くの質問も寄せられ、知的興奮を覚えたという感想も寄せられました。岩をも穿つ雨垂れの一滴となりました。



第11回政策コンテンツ交流フォーラム KOBEを開催しました

2024年9月6日に第11回目の「政策コンテンツ交流フォーラム KOBE」が開催されました。今回は、本フォーラムの幹事でもあります、(株)日本政策総研代表取締役社長の宮脇淳氏より、「マイナス金利政策解除の影響」をテーマにご講演いただきました。我が国の未来に関する非常に厳しいお話でもありましたが、どの様な政策を立案するにも避けられない前提条件であり、直面しなければならない現実です。その後の質疑応答や懇親会の場においても、活発な意見が取り交わされました。

今後も、国・地方自治体・民間企業のメンバーの皆様と、政策的課題を多面的に検討する勉強会を続けてまいります。(次回フォーラムは2月に開催予定です。)

オンライン勉強会実施中です

当事務所では、顧問先の皆さまを中心としたオンライン勉強会を定期的開催しております。各テーマともに多くのご参加を頂き、ご好評を頂いております。誠にありがとうございます。

今後も、皆さまのお役に立てるよう様々なテーマで開催して参ります。ご参加を心よりお待ちしております。

【2024年実施テーマ】「改正障害者差別解消法への対応～企業に求められる合理的配慮～(平田弁護士)」「職種を限定した雇用契約と配置転換の限界～最高裁令和6年4月26日判決と労基法規則の改正をふまえて～(高島弁護士)」「個人情報漏えいの原因と対策(中馬弁護士)」「インターネット上の誹謗中傷への企業における対応実務(福永弁護士)」「内部通報窓口の現状と課題～今、何が問題か～(高島弁護士)」

※次回は2月頃の開催を予定しております。



弁護士 石橋伸子
弁護士 二宮淳次
弁護士 山添慎一郎

弁護士 高島 浩
弁護士 中馬康貴
弁護士 稲田 優

弁護士 高橋弘毅
弁護士 井口奈緒子

弁護士 平田尚久
弁護士 福永晃一
(兵庫県弁護士会所属)



弁護士法人 神戸シティ法律事務所
<https://www.kobecity-lawoffice.com>

〒650-0033 神戸市中央区江戸町98番地1 東町・江戸町ビル5階
TEL/078-393-1350 FAX/078-393-2250